

地域サポート応援職員制度の創設について

足利市元第1層生活支援コーディネーター 饗庭啓将

私は、以前まで地方公務員として高齢者福祉部門の課に勤務しており、その中で1年間、生活支援コーディネーター兼務として地域支え合い活動（地域福祉）を推進するために取り組んだ。その中で体験したことを基に、行政と地域住民の関わりや行政からの働きかけの効果について述べていきたい。

まず私自身感じたことは、行政の思いや考えは一度や二度の説明だけでは地域住民に思いは伝わりづらいということである。地域には自治会長（地区会長）をはじめ、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、女性部、育成会、体育協会、防犯協会、美化協会など様々な役職（以下、役員とする。）が存在し、その内容は市や地区によって異なる。それらの役員の方に行政側は、各部署で取り組んでいる政策について住民説明会などを開いて説明を行い、理解を求めている。地域支え合い活動の推進もその一つである。私は介護保険法に基づく、地域支援事業（生活支援体制整備事業）を地域と共に推進するため、講師や上司、地域包括支援センター職員と協力しながら何度も足を運んだ。しかし、役員の方々の意識・意見は様々であった。

その中で、本市で同時期に「地域サポート職員」という職員を各地区に任命した。これは市民生活等を担当する部署が所管であり、内容は地域の課題解決・発展に取り組んでいるコミュニティ組織に職員をサポート役として配置し、地域課題への対応事例や行政情報等の情報収集・提供と会議で出た課題を市関係課につなぐというものであった。

私自身、上記で述べた生活支援体制整備事業を地域住民に理解していただくために、「地域サポート職員」との連携に努めた。「地域サポート職員」は地域の会合に出席していることや元々、生まれ育った（又は現在生活している）地域に配属されており地域住民との関係性は根強く、信頼関係が構築されていたからである。また、地域住民側としても、一端の行政職員がいきなりきても「地域のことを何もしらない役所の人間がくる」「また新しいこと押し付けにきた」などとマイナスなイメージをもって迎え入れる方もいるだろう。そのようなときに、「地域サポート職員」という互いに顔なじみの人材が仲介に入ることで、友好的に話が進むこともあったのではないかと考える。

結果として、地域サポート職員の存在によって地域における役員との関係性も良好に築くことができ、事業の推進を進めることができた。「地域サポート職員」は行政と地域の架

け橋となるような存在であったと考えている。

では、このような「地域サポート職員」を地域に進めていくための課題等について考えていきたい。

1つ目は「人材」の問題である。地域をサポートする職員としての人材を地区ごとに配置できるかという点についてである。この点については、地域の実情と行政施策の双方に精通する職員として中堅以上の職員を想定している。また、地域との関係性を考慮し、担当地区を原則職員の居住地区内とすることで適正な人材を適正な場所に配置ができ、風通しのよい活動ができると考えられる。

2つ目は「業務量」の問題である。国や県からの権限移譲に伴い、地方自治の業務量は逼迫する中で、さらに新たな業務を増やすことを良しと思わない職員は大半であろうと考える。この事業を職員に理解いただくためには、市全体としての組織的な体制が必要であるということはいふまでもない。また、現在の業務をAI等の導入による窓口業務や集計業務の効率化・集約化等を推進することで改善し、本制度を推進することに大きな意味があると考ええる。

以上のように「地域サポート職員制度」は新たな行政と地域の協働を進めるうえで必要なものとする。本書に全て記載されている以外にも実施にあたっての相互の理解等課題はあると思われる。しかし、実施することによる住民の負担軽減や行政サービスの向上等もメリットも確実にあると考えられる。

将来的には、地域との協働にこそ行政は力を注ぐ必要があると考える。地域においても「地域交流の希薄化」「役員の担い手不足」などの問題があることから、地域においても「渡りに舟」であると思われる。また、本制度は福祉サービスに限らず、様々な行政サービスの推進にも活用が可能である。

地域における福祉サービスの向上を図るためには行政の力が必要不可欠であり、行政が地域に入り込むシステムを作ることでこれまでに以上に地域福祉を推進することができるのではないかと考える。内閣府においても「住民活動推進の拠点づくり事業」は地域住民が自ら立ち上がり、解決のための取組（活動）を行うことにより、暮らし続けられる地域を作っていくこととしているため、その一助に行政の力が注がれていくことを期待したい。